主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人伊藤順蔵の上告趣意について。

被告人の自白と他の証拠とによつて犯罪の客観的事実が認定され、共謀の事実についてのみ被告人の自白の他に証拠がない場合に被告人を共犯者として処断しても、被告人の自白を唯一の証拠として有罪の判決をしたものでないと解すべきことは当裁判所昭和二二年(れ)一五三号同二三年六月九日大法廷判決の趣旨とするところであるから、論旨第一点は、量刑不当の主張に帰する論旨第二点とともに、明らかに、刑訴四〇五条に定める上告の理由にあたらないし、記録を精査するも同四一一条を適用すべきものとも認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴四〇八条に従い裁判官全員の一致で主文のとおり 判決する。

昭和二六年九月六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長	裁判官	沢	田	竹	治	郎
	裁判官	真	野			毅
	裁判官	斎	藤	悠		輔
	裁判官	岩	松	Ξ		郎